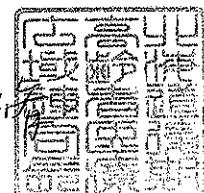


北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求め  
による出頭人に係る実費弁償に関する条例の一部を改正  
する条例をここに公布する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第36号

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費

弁償に関する条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の求めによる出頭人に係る実費弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文を次のように改める。

前項の規定により支給する額は、特別職の職員に支給される旅費に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。